

レンタカー事業に関する行政評価・監視

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

－訪日外国人等の利用対策を中心として－〈調査結果に基づく改善通知〉

令和2年2月12日
中部管区行政評価局

調査の概要

総務省中部管区行政評価局は、近年、訪日外国人によるレンタカーの利用が増加している現状等を踏まえ、利用者の安全確保等を図る観点から、関係行政機関や事業者等に対する調査を実施しました。

本調査では、中部国際空港内でレンタカーを利用しようとする訪日外国人等を対象に日本の交通ルール等の理解状況を把握する意識調査を行政評価局として初めて実施し、基本的な日本の交通ルールについて理解が不足している実態が明らかになりました。

この度、調査結果を取りまとめ、令和2年2月12日、国土交通省中部運輸局に対し、必要な改善措置を講ずるよう通知しましたので、その内容を公表します。

主な調査結果

1 訪日外国人等によるレンタカー利用の実態と課題

- ◆ 訪日外国人等によるレンタカー利用は3年間で倍増
- ◆ 意識調査の結果、**基本的な日本の交通ルールについて理解が不足**している実態が判明
- ◆ 事業者調査の結果、**違反や事故に対する認識が日本人と異なり事業者が苦慮**している実態が判明
- ◆ 道路標識を多言語で表示して掲示する等の工夫事例を把握

2 レンタカー事業に係る法令等の遵守対策

- ◆ 事業者調査の結果、**無届けでの事務所新設、整備管理者の未選任など法令等の違反あり**
- ◆ 当局がインターネット情報等から、法令等違反の疑いを把握

中部運輸局に対する主な改善意見

- ◆ 貸渡しの際にガイドブック等により日本の交通ルールを十分に説明することについて事業者に対して周知すること。
- ◆ 違反や事故の防止に役立つ参考事例を収集し、事業者に提供するなど事業者において対策が講じられるよう努めること。
- ◆ 法令等違反の状態を速やかに是正するとともに再発防止のための措置を講ずること。
- ◆ インターネット情報等を活用してレンタカー事業者の実態を把握することについて検討すること。

- 調査実施期間：令和元年8月～2年2月
- 調査対象機関：中部運輸局、愛知運輸支局、岐阜運輸支局
- 関連調査等対象機関：事業者団体、事業者（愛知県内、岐阜県内の合計16事業者）

【照会先】評価監視部 第6評価監視官 堺

電話：052-972-7430 FAX：052-972-7450

中部管区行政評価局ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>

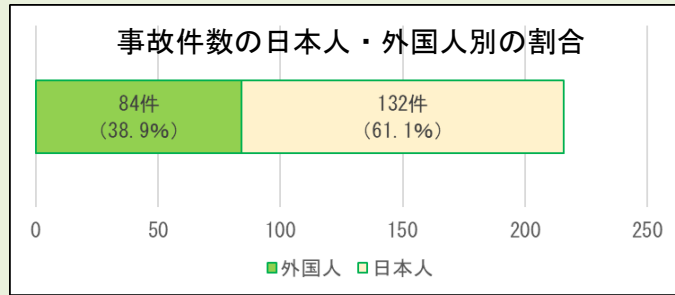
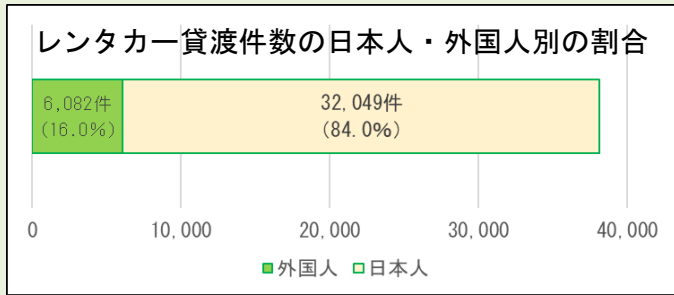
訪日外国人等によるレンタカー利用に係る動向

- ◆ 中部地域ではNEXCO中日本が定額料金でエリア内の高速道路が乗り放題になる訪日外国人旅行者向けのドライブプランを販売するなど昇龍道エリアへの観光の増加が期待
- ◆ 中部国際空港を利用して入国後、レンタカーを利用する訪日外国人は3年間で倍増（平成26年2.6万人→29年5.2万人(推計)）
- ◆ 全国のレンタカーの死傷事故件数は減少傾向であるが、外国人による死傷事故件数は4年間で約2.3倍（平成26年68件→30年158件）に増加
- ◆ 昨年12月、訪日外国人旅行者が運転するレンタカーが中部国際空港へ向かう途上の中部縦貫自動車道で逆走事故発生

調査結果① 外国人による事故の発生状況

[外国人への貸渡件数を把握している事業者（2事業者2事務所）の実績から算出した外国人の事故状況]

- ◆ 訪日外国人等によるレンタカー利用は2年間で4割増加（平成28年度1,671件→30年度2,328件）
- ◆ 貸渡件数に占める外国人の割合は2割に満たない（16.0%）のに対し、事故件数に占める外国人の割合は約4割（38.9%）



- ◆ 貸渡し千件当たりの事故件数は、日本人は4.1件、外国人は13.8件

貸渡し千件当たりの日本人と外国人の事故件数（平成28～30年度）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	3か年平均
事故件数（貸渡し千件当たり）		5.5	5.8	5.7	5.7
（件）	うち日本人	3.9	4.3	4.1	4.1
	うち外国人	15.6	13.4	12.9	13.8

（注）本表は、日本人と外国人の「貸渡し千件当たりの事故件数」を単純に記載したもので、それぞれ、移動時間又は移動日数による補正を行っていない。

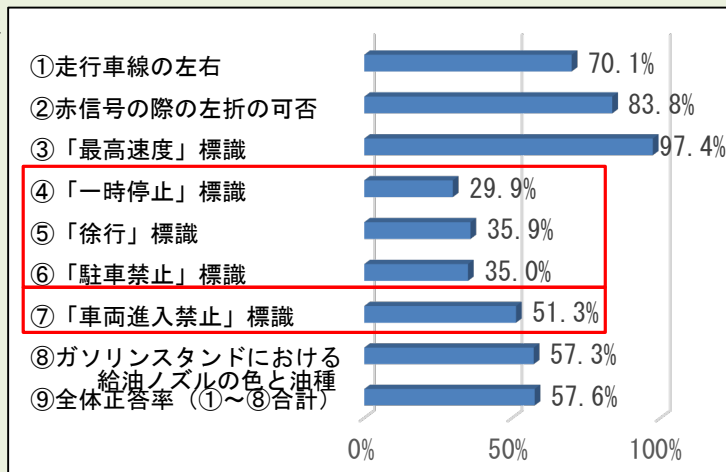
調査結果② 基本的な日本の交通ルールや運転する上で基礎的な知識の理解状況に課題があると判明 [資料参照]

[訪日外国人等（117人が回答）を対象に実施した意識調査の結果（概要）]

- ◆ 日本の道路標識のうち「一時停止」、「駐車禁止」、「徐行」に対する正答率は3割程度に過ぎず、「車両進入禁止」についても5割程度にとどまる。
- ◆ レギュラーガソリンの給油ノズルの色（赤色）を質問したところ、約3割の外国人が軽油の給油ノズルの色（緑色）を回答しており、車両のエンジン停止等のトラブルを引き起こすおそれあり。

回答区分	人数（構成比）
正答（赤色と回答）した者	67人（57.3%）
誤答した者	43人（36.8%）
うち黄色と回答した者	8人（6.8%）
うち緑色と回答した者	35人（29.9%）
無回答だった者	7人（6.0%）

訪日外国人等（117人）の設問別正答率



調査結果③ 違反や事故に対する認識が日本人と異なることが課題と判明

[訪日外国人等への貸渡しにおいて苦慮している事項についての事業者の意見（主なもの）]

- ◆ 違法駐車をして警察署への出頭、反則金の納付等の手続を行わない。
- ◆ 少々の物損なら事故に該当しないと判断するなど、日本人と事故に対する認識が異なる。
- ◆ セルフ式ガソリンスタンドで、ガソリン車に誤って軽油を給油するケースがある。

調査結果④ 訪日外国人等が安全にレンタカーを利用できるように工夫している事例

- ◆ 予約した外国人利用者に対し、事前に資料を提供し、日本の交通ルール等を学習するよう奨励
- ◆ 事務所内の壁面に日本の道路標識を多言語で表示して掲示
- ◆ 違反や事故を起こした際の対応について、周知するチラシを作成・配布
- ◆ 燃料の混油防止のための啓発チラシを作成・配布



(写真) 事務所内の壁面に日本の道路標識を多言語で表示して掲示している例

改善意見（所見）

- ① 訪日外国人等への貸渡しの際にガイドブック等により、日本の交通ルールを十分に説明することについてレンタカー事業者に対して周知すること。
- ② 違反や事故防止に役立つ参考事例を収集し、事業者講習会等を通じて事業者に提供するなど、レンタカー事業者において訪日外国人等による違反や事故を防止するための対策が講じられるよう努めること。

2 レンタカー事業に係る法令等の遵守対策

詳細は結果報告書(P41～69)参照

調査結果① 事業者に対する制度の周知等

【制度の概要】

- ・ 事務所を新設したときは、運輸支局への届出が必要
- ・ レンタカーを10両以上使用している場合等は、整備管理者の選任が必要
- ・ 整備管理者は、整備管理規程（点検や整備等の業務の基準）を定める必要あり

【調査結果の概要】

- ◆ 事業者が制度を承知していないため、以下の**法令等の違反あり**
 - ・ **無届けでの事務所新設**：16事業者中6事業者
 - ・ **整備管理者を未選任等**：選任が必要な13事業者中5事業者
 - ・ **整備管理規程を未策定**：策定が必要な10事業者中8事業者
- ◆ 2運輸支局における事業者への制度の周知は十分とは言えない。
 - ・ 制度に関する通知等はレンタカー協会には送付しているが、協会の**非会員事業者には一部を除き送付せず**
 - ・ 事業者の**研修**は、両支局とも**平成26年度以降1回開催のみ**

改善意見（所見）

- ① 今回指摘した法令等違反事項について速やかに是正措置を講ずること。また、法令等違反の事実及び原因について、レンタカー協会非会員事業者を含め、通知等の周知措置を講ずること。
- ② 今後、法令等違反の事実を把握したときは、是正措置を講ずるとともに、違反事項に関連した制度内容に関する研修を随時開催するなど、再発防止のための措置を講ずること。

調査結果② 事業者への指導監督に資する情報収集

【制度の概要】

- ・ 運輸支局は、事業者に対し定期的に監査を実施
- ・ レンタカー事業は許可が必要
- ・ レンタカーの貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者の紹介等を含む。）は禁止（白バス、白タク行為の防止のため）
- ・ 事業者は、貸渡実績報告書や事務所別車種別の配置車両数一覧表（以下「年次報告」という。）を毎年提出

【調査結果の概要】

- ◆ 事業者の監査を実施する必要性があると判断される情報が少ないこと等から、事業者の**監査**は、平成28年度以降、愛知運輸支局で**1件のみ**
しかし、以下のとおり、**法令等違反の疑いの情報が把握可能**
- ・ **インターネット上の情報**から、無許可のレンタカー営業（当局把握1件）、運転者の労務供給（当局把握7件）等の疑いが把握可能
- ・ **年次報告**により、無届けでの事務所新設の疑い等が把握可能
- ◆ **年次報告を未提出の事業者がある**（16事業者中3事業者）などの状況あり

改善意見（所見）

- ① 今回当局が指摘した事案について、事実確認を行い、法令等違反と認められる場合は、是正指導を行うこと。また、インターネット情報、年次報告を活用してレンタカー事業者の実態を把握することについて検討すること。
- ② 年次報告の提出の必要性等を周知徹底するとともに、未提出事業者に対する提出の督促を引き続き実施すること。